

要 求 書

2010年6月2日

高槻市長 奥本 務 様
高槻市教育委員会
教育委員長 間石 成人 様
教育長 一瀬 武 様

学校労働者ネットワーク・高槻
執行委員長 松岡

勲

5月27日に開催した学校労働者ネットワーク・高槻第12回定期大会の決定に基づき、労働条件に関わる以下の要求書を提出し交渉を申し入れます。要求内容の検討をよろしくお願いします。

A. 地方公務員法55条（交渉）に基づき、誠意と責任を持って交渉を履行されたい。

B. 病欠者の実態

2009年度の市内在職者の疾病による病欠・休職・退職、及びそのうちの精神疾患（精神疲労）に伴う病欠・休職・退職の実態をどのように分析し、改善されようとするのか明らかにされたい。

C. 再雇用制度及び高齢者部分休業について

◆再雇用制度（短時間勤務再任用職員・教育専門員）及び高齢者部分休業制度に関して、今年度の配置実態を明らかにされたい。

◆「高齢者部分休業」に関して

(1)申請の承認について

- ・府教委に対して、希望者は無条件に取得できるよう働きかけること。
- ・校長の恣意性を排除し、無条件で承認するよう校長を指導すること。

(2)休業日の行事等について

- ・休業日に学校行事等を計画しないことを原則とすること。
- ・行事等が行われた場合は、校長は高齢者部分休業取得者には出勤の義務がないことを所属職員に周知徹底するとともに、高齢者部分休業取得者が職場の同僚に気兼ねしないで済む「適切な配慮」のもとに学校運営を行うよう指導すること。

(3)休業日の勤務について

・休業者が、勤務せざるを得ない場合はどう対処されるのか。

・その場合、公務災害の扱いはどうなるのか。

(4)休業者が「介護休暇」「病気休暇（休職）」を取得する場合の処遇について

・休業者及び代替者にどのような措置がなされるのか説明されたい。

(5)部分休業時間の「代替」の在り方について

・現在、代替者は「時間講師」で配置されているが、現場（小学校・支援学級担当）の勤務実態に、対応できていない。「代替」の在り方についてどう考えているのか。

(6)授業時間及び校務分掌の業務量について

・3日間の勤務で、フルタイム職員と同量の業務を担うのは無理がある。校務分掌及び授業時間については、出勤日数に案分された業務量にとどめること。

(7)取り消しについて

・校長の恣意性を排除すること。

・休業者本人の希望がない限り、あり得ないことを確認されたい。

(8)個別の問題については、組合と協議すること。

◆「再任用制度」について

(1)評価・育成システム

①再任用職員を臨時的任用職員や非常勤講師、非常勤職員等の有期雇用職員と同様、「教職員の評価・育成システム」の対象から除外すること。

②「自己申告票の作成」及び提出をしなかった場合は、翌年度の任期更新をしないことを意図しているのかどうか明らかにすること。

③一般教職員の場合、自己申告票未提出1年目はC評価同等、2年目以降はD評価同等という不当な扱いを受けるが、「免職や失職、或いは雇い止め」を問われることはない。しかし、再任用職員の場合に限って、何故「任期の更新」が問題にされるのか。その理由を明らかにすること。

④2009年9月7日付府教委作成の「再任用制度について」の通知「6. その他の事項」から「任期更新に係る記述」を直ちに削除すること。

(2)研修権

再任用職員には職務に関わる研修権があることを確認すること。

(3)非勤務日の勤務

①学校行事等の関係で短時間勤務再任用職員が非勤務日に勤務せざるを得ない場合は、どのように対処されるのか明らかにすること。

②非勤務日に勤務して、「公務災害」に該当する事由が惹起したときどうするのか明らかにすること。

③公務災害適用の課題を解決するために、適法な制度面での整備を早急に行うこと。

(4)「介護休暇」、「病気休暇（休職）」

再任用職員とりわけ短時間勤務再任用職員が「介護休暇」や「病気休暇（休職）」を取得

する場合、身分上の扱いがどうなるのか説明すること。

(5) その他の事項

①再任用職員が勤務する学校で過員が生じた場合、定年退職した学校で引き続き勤務している再任用職員をどのように扱うのか。市教委としての見解を説明すること。

②24時間勤務の再任用職員が学校に1名しか配置されない場合は、原則「定数外」として別途定数管理すること。

(6)再任用職員の個別の問題については組合との協議を継続すること。

D. 労働安全衛生法の完全実施

(1)昨年度11月、産業医の面接が、市教委の事情でキャンセルになった。しかし、その後、担当者からは何の連絡もなく年度を越した。この対応についてどうお考えか。また、面接日が「高齢者部分休業」取得者の休業日にあたる場合の対応はどうなるのかお尋ねしたい。

(2)いまだ労働安全衛生組織を設置していないことは、労働安全衛生法違反と考えるが、いかがか。労働安全衛生法への対応のため、早急に労働安全衛生組織を確立されたい。

E. 休憩時間、勤務実態調査関係

今、各職場でどの程度休憩時間が取得されていると市教委は把握しているか答えられたい。また、市教委は昨年度退勤調査を実施したが、その結果と分析を示されたい。昨年度の調査は退勤時間のみであり、不十分である。2010年度は、出退勤調査として実施されたい。さらに、職員の超過勤務実態を明らかにするため、前記調査に休憩時間取得実態調査を含めたものにされたい。

F. 評価・育成システムに関して

(1)昨年度の自己申告票提出数と提出率、及び開示面談の実施数と実施率を明らかにするとともに、大阪府教育委員会に上げられた「平成21年度(2009年度)評価・育成システム実施状況調査の報告」を情報提供されたい。

(2)昨年度の苦情相談の件数と対応の進捗状況を明らかにされたい。

(3)市教委は、校長のシステムに対する不見識によって教職員が不利益を蒙らないよう、校長を指導すること。

G. その他関連事項

大阪府教委は、本年6月1日に「勤務時間の適正な把握のための手続き等に関する要綱」等を施行した。高槻市教委は、時間外勤務の削減と教職員の健康維持のため、府教委と同様の取り組みを開始されたい。

以上